

京 都 大 学 通 則 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略)	
<p>第25条 次の場合には、学部長の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が除籍する。</p> <p>(1) 疾病その他事故により成業の見込みがない者</p> <p>(2) 授業料納付の義務を怠る者</p> <p>(中 略)</p>	<p>第25条 (同 左)</p>
<p>第36条 研究科(地球環境学舎を含む。以下同じ。)に博士課程を置く。</p> <p>2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。ただし、<u>医学研究科(医科学専攻及び社会健康医学系専攻を除く。)</u>の博士課程の標準修業年限は、4年とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>法学研究科国際公共政策専攻の博士課程は、前期2年の課程とし、医学研究科社会健康医学系専攻及び地球環境学舎地球環境学専攻の博士課程は、後期3年の課程とする。</u></p>	<p>第36条 (同 左)</p> <p>2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。ただし、<u>医学研究科医学専攻</u>の博士課程の標準修業年限は、4年とする。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>4 <u>医学研究科社会健康医学系専攻及び地球環境学舎地球環境学専攻の博士課程は、後期3年の課程とする。</u></p>
<p>5 } (略)</p> <p>6 }</p>	<p>5 }</p> <p>6 }</p>
<p>第36条の2 入学は、学年の初め1回とする。ただし、特別の必要があると認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学期の初めにも入学させることができる。</p> <p>2 入学の手続は、当該研究科の定めるところによる。</p>	<p>第36条の2</p> <p>2</p>
<p>第37条 (略)</p>	<p>第37条</p>
<p>第38条 入学志望者に対しては、試験を行う。</p>	<p>第38条</p>
<p>2 試験は、当該研究科の定めるところによる。</p>	<p>2</p>
<p>第39条 次の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず、選考のうえ、入学を許可することがある。</p>	<p>第39条</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1)</p>
<p>(2) 中途退学した者が、同一研究科に入学を志望するとき。</p>	<p>(2)</p>
<p>第40条 本学大学院の他研究科に転科(地球環境学舎にあつては転部)を志望し、又は他大学大学院から本学大学院に転学を志望する者は、欠員のある場合に限り、当該研究科の定めるところにより、許可することがある。</p>	<p>第40条</p> <p>2</p>
<p>2 同一研究科内における転専攻については、当該研究科の定めるところによる。</p>	
<p>第41条 除籍された者が再入学を願い出たときは、除籍された日から3年以内に限り、研究科長(地球環境学舎長を含む。以下同じ。)の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が許可することがある。</p>	<p>第41条</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第42条 入学志望者は、所定の期日までに、願書を研究科長あてに提出しなければならない。</p> <p>第43条 科目、その授業及び研究指導は、当該研究科の定めるところによる。</p> <p>2 当該研究科において必要と認めるときは、学部若しくは他の研究科の科目を履修させ、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程若しくは医学研究科の博士課程の単位とし、又は他の研究科において研究指導を受けさせ、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程若しくは医学研究科の博士課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができる。</p> <p>第44条 学生は、他の研究科の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けることができる。ただし、この場合所属の研究科及び当該他の研究科の研究科長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略) (中略)</p> <p>第47条 疾病その他の事故により、3月以上修学を中止しようとするときは、研究科長の許可を得て、休学することができる。</p> <p>2 疾病のため、修学が不適当と認められる者に対しては、研究科長は、総長の許可を得て、休学を命ずることができる。</p> <p>3 (略) (中略)</p> <p style="text-align: center;">第3章の2 専門職大学院</p> <p>第53条の2 第36条に定めるもののほか、法学研究科及び医学研究科に専門職学位課程を置き、これを専門職大学院とする。</p> <p>2 } (略) 3 } 4 }</p> <p>5 専門職大学院である法学研究科及び医学研究科の専攻及びその学生定員は、別表第2に掲げるとおりとする。</p> <p>第53条の3 } (略) 第53条の4 }</p> <p>第53条の5 科目及び授業は、当該法学研究科又は医学研究科(以下第53条の13までにおいて「当該研究科」という。)の定めるところによる。</p> <p>2 当該研究科において必要と認めるときは、学部又は他の研究科の科目を履修させ、専門職学位課程の単位とすることができる。</p>	<p>第42条 } 第43条 } (同左)</p> <p>2 当該研究科において必要と認めるときは、学部若しくは他の研究科等(研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部をいう。以下同じ。)の科目を履修させ、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程若しくは医学研究科の博士課程の単位とし、又は他の研究科において研究指導を受けさせ、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程若しくは医学研究科の博士課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができる。</p> <p>第44条 学生は、他の研究科等の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けることができる。ただし、この場合所属の研究科及び当該他の研究科等の長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 } 第47条 } (同左) 2 } 3 }</p> <p style="text-align: center;">第3章の2 専門職大学院</p> <p>第53条の2 第36条に定めるもののほか、法学研究科、医学研究科、公共政策教育部及び経営管理教育部に専門職学位課程を置き、これを専門職大学院とする。</p> <p>2 } (同左) 3 } 4 }</p> <p>5 専門職大学院である法学研究科、医学研究科、公共政策教育部及び経営管理教育部の専攻及びその学生定員は、別表第2に掲げるとおりとする。</p> <p>第53条の3 } (同左) 第53条の4 }</p> <p>第53条の5 科目及び授業は、当該法学研究科、医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部(以下第53条の15までにおいて「研究科又は教育部」という。)の定めるところによる。</p> <p>2 当該研究科又は教育部において必要と認めるときは、学部又は他の研究科等の科目を履修させ、専門職学位課程の単位とすることができる。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第53条の6 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、当該研究科の定めるところにより、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。</p> <p>2 当該研究科において必要と認めるときは、学生が各年次において履修し、修得すべき授業科目、単位数その他上位の年次に進級させる基準並びに同一年次において在学することができる年限を定めることができる。</p> <p>第53条の7 学生は、他の研究科の科目を履修することができる。ただし、この場合所属の研究科及び当該他の研究科の研究科長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により履修した科目及びこれについて修得した単位の取扱いについては、当該研究科の定めるところによる。</p> <p>第53条の8 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、他の大学と協議のうえ、学生に、当該他の大学の大学院の科目を履修することを許可することがある。</p> <p>2 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、外国の大学と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することがある。</p> <p>3 前2項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該研究科の定めるところにより、医学研究科にあつてはその修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で、法学研究科にあつては30単位を超えない範囲で、当該専門職大学院又は法科大学院(以下「専門職大学院等」という。)における科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、法学研究科において、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。</p> <p>第53条の9 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学生が当該専門職大学院等に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位(大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、当該専門職大学院等に入学した後の当該専門職大学院等における科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p>	<p>第53条の6 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、当該研究科又は教育部の定めるところにより、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。</p> <p>2 当該研究科又は教育部において必要と認めるときは、学生が各年次において履修し、修得すべき授業科目、単位数その他上位の年次に進級させる基準並びに同一年次において在学することができる年限を定めることができる。</p> <p>第53条の7 学生は、他の研究科等の科目を履修することができる。ただし、この場合所属の研究科又は教育部及び当該他の研究科等の長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により履修した科目及びこれについて修得した単位の取扱いについては、当該研究科又は教育部の定めるところによる。</p> <p>第53条の8 教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、他の大学と協議のうえ、学生に、当該他の大学の大学院の科目を履修することを許可することがある。</p> <p>2 教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、外国の大学と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することがある。</p> <p>3 前2項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該研究科又は教育部の定めるところにより、医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部にあつてはその修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で、法学研究科にあつては30単位を超えない範囲で、当該専門職大学院又は法科大学院(以下「専門職大学院等」という。)における科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、法学研究科において、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。</p> <p>第53条の9 教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、学生が当該専門職大学院等に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位(大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、当該専門職大学院等に入学した後の当該専門職大学院等における科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職大学院等において修得した単位以外のものについては、前条第3項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、医学研究科にあつてはその修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとし、法学研究科にあつては30単位（前条第3項ただし書の規定により30単位を超えてみならず単位を除く。）を超えないものとする。</p>	<p>2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職大学院等において修得した単位以外のものについては、前条第3項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、医学研究科、<u>公共政策教育部又は経営管理教育部</u>にあつてはその修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとし、法学研究科にあつては30単位（前条第3項ただし書の規定により30単位を超えてみならず単位を除く。）を超えないものとする。</p>
<p>第53条の10 （略）</p>	<p>第53条の10 （同 左）</p>
<p>第53条の11 試験は、<u>研究科</u>の定めるところによる。</p>	<p>第53条の11 試験は、<u>当該研究科又は教育部</u>の定めるところによる。</p>
<p>第53条の12 専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）の修了の要件は、同課程に2年（第53条の2第3項ただし書の規定により標準修業年限を1年以上2年未満の期間とする場合にあつては、当該期間）以上在学し、専攻科目につき医学研究科が定める30単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。</p>	<p>第53条の12 専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）の修了の要件は、同課程に2年（第53条の2第3項ただし書の規定により標準修業年限を1年以上2年未満の期間とする場合にあつては、当該期間）以上在学し、専攻科目につき医学研究科、<u>公共政策教育部又は経営管理教育部</u>が定める30単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （同 左）</p>
<p>3 在学年限は、4年（法科大学院にあつては6年）を超えることができない。ただし、第53条の6第2項の規定により当該研究科において同一年次に在学する年限を定めるときは、当該年限を超えることができない。</p>	<p>3 在学年限は、4年（法科大学院にあつては6年）を超えることができない。ただし、第53条の6第2項の規定により当該研究科<u>又は教育部</u>において同一年次に在学する年限を定めるときは、当該年限を超えることができない。</p>
<p>第53条の13 第53条の9第1項の規定により当該専門職大学院等に入学する前に修得した単位（学校教育法第67条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該専門職大学院等において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該専門職大学院等の教育課程の一部を履修したと認めるときは、その単位数、修得に要した期間その他当該研究科が必要と認める事項を勘案して当該研究科が認める期間は、1年を超えない範囲で、当該専門職大学院等の課程に在学したものとみなすことができる。ただし、第53条の2第3項ただし書の規定により1年以上2年未満の期間を標準修業年限とする場合において、当該専門職大学院の課程に在学したものとみなすことができる期間は、当該1年以上2年未満の期間から1年を減じた期間を超えることができない。</p>	<p>第53条の13 第53条の9第1項の規定により当該専門職大学院等に入学する前に修得した単位（学校教育法第67条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該専門職大学院等において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該専門職大学院等の教育課程の一部を履修したと認めるときは、その単位数、修得に要した期間その他当該研究科<u>又は教育部</u>が必要と認める事項を勘案して当該研究科<u>又は教育部</u>が認める期間は、1年を超えない範囲で、当該専門職大学院等の課程に在学したものとみなすことができる。ただし、第53条の2第3項ただし書の規定により1年以上2年未満の期間を標準修業年限とする場合において、当該専門職大学院の課程に在学したものとみなすことができる期間は、当該1年以上2年未満の期間から1年を減じた期間を超えることができない。</p>
<p>第53条の14 （略）</p>	<p>第53条の14 （同 左）</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第53条の15 第10条第1項及び第2項、第11条、第12条第1項ないし第4項及び第6項本文、第13条、第17条、第23条第4項及び第5項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第4項、第30条ないし第34条、第36条の2、第38条、第39条(第2号の場合に限る。)第40条ないし第42条、第47条第1項及び第2項、第51条及び第52条の規定は、専門職大学院等学生の場合に準用する。この場合において、第25条中「学部長」とあるのは「<u>研究科長</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>第53条の15 第10条第1項及び第2項、第11条、第12条第1項ないし第4項及び第6項本文、第13条、第17条、第23条第4項及び第5項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第4項、第30条ないし第34条、第36条の2、第38条、第39条(第2号の場合に限る。)第40条ないし第42条、第47条第1項及び第2項、第51条及び第52条の規定は、専門職大学院等学生の場合に準用する。この場合において、第25条中「学部長」とあるのは「<u>法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長</u>」と、第36条の2、第38条第2項及び第39条(第2号の場合に限る。)中「<u>研究科</u>」とあるのは「<u>研究科又は教育部</u>」と、第40条第1項中「<u>研究科に転科(地球環境学舎にあつては転部)</u>」とあるのは「<u>研究科又は教育部に、それぞれ、転科若しくは転部</u>」と、「<u>当該研究科</u>」とあるのは「<u>当該研究科又は教育部</u>」と、同条第2項中「<u>研究科</u>」とあるのは「<u>研究科又は教育部</u>」と、第41条中「<u>研究科長(地球環境学舎長を含む。以下同じ。)</u>」とあるのは「<u>法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長</u>」と、第42条並びに第47条第1項及び第2項中「<u>研究科長</u>」とあるのは「<u>法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長</u>」と読み替えるものとする。</p>
(中 略)	
<p>第59条 外国人で第5条及び第37条によらないで学部又は大学院に入学しようとする者には、当該学部又は<u>研究科</u>の定めるところにより、外国学生として入学を許可することがある。</p>	<p>第59条 外国人で第5条及び第37条によらないで学部又は大学院に入学しようとする者には、当該学部又は<u>研究科等</u>の定めるところにより、外国学生として入学を許可することがある。</p>
<p>2 外国学生で学部又は大学院の課程を修了した者には、当該学部又は<u>研究科</u>の定めるところにより学位を授与する。</p>	<p>2 外国学生で学部又は大学院の課程を修了した者には、当該学部又は<u>研究科等</u>の定めるところにより学位を授与する。</p>
<p>第60条 公の機関又は団体等から、その所属の職員につき、学修科目を定め、学部又は大学院に入学を願い出たときは、当該学部又は<u>研究科</u>の定めるところにより、委託生として入学を許可することがある。</p>	<p>第60条 公の機関又は団体等から、その所属の職員につき、学修科目を定め、学部又は大学院に入学を願い出たときは、当該学部又は<u>研究科等</u>の定めるところにより、委託生として入学を許可することがある。</p>
<p>2 委託生で所定の科目につき試験に合格した者には、当該学部又は<u>研究科</u>の定めるところにより、修了証書を授与する。</p>	<p>2 委託生で所定の科目につき試験に合格した者には、当該学部又は<u>研究科等</u>の定めるところにより、修了証書を授与する。</p>
<p>第61条 本学の学生以外の者で学部又は大学院において、1 又は複数の科目の履修を志望する者には、当該学部又は<u>研究科</u>の定めるところにより科目等履修生として入学を許可することがある。</p>	<p>第61条 本学の学生以外の者で学部又は大学院において、1 又は複数の科目の履修を志望する者には、当該学部又は<u>研究科等</u>の定めるところにより科目等履修生として入学を許可することがある。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 科目等履修生で履修した科目につき、当該学部又は<u>研究科</u>の定めるところにより試験のうえ、単位を与えることができる。</p> <p>第62条 特定の科目を定め、学部又は大学院において、聴講を志望する者には、当該学部又は<u>研究科</u>の定めるところにより聴講生として入学を許可することができる。</p> <p>2 聴講生で聴講した科目につき、本人の希望があるときは、証明書を交付する。</p> <p>第63条 他の大学若しくは外国の大学の学生又は他の大学若しくは外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、特定の科目を定め、それぞれ、学部又は大学院において聴講を志望する者には、当該学部又は<u>研究科</u>の定めるところにより、特別聴講学生として入学を許可することができる。</p> <p>2 } 3 } (略)</p> <p>第64条 } 第65条 }</p> <p>第66条 この章及び別に定めるもののほか、特定の学部又は<u>研究科</u>において特定の方法により学修を志望する者については、当該学部又は<u>研究科</u>の定めるところによる。 (後 略)</p>	<p>2 科目等履修生で履修した科目につき、当該学部又は<u>研究科等</u>の定めるところにより試験のうえ、単位を与えることができる。</p> <p>第62条 特定の科目を定め、学部又は大学院において、聴講を志望する者には、当該学部又は<u>研究科等</u>の定めるところにより聴講生として入学を許可することができる。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>第63条 他の大学若しくは外国の大学の学生又は他の大学若しくは外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、特定の科目を定め、それぞれ、学部又は大学院において聴講を志望する者には、当該学部又は<u>研究科等</u>の定めるところにより、特別聴講学生として入学を許可することができる。</p> <p>2 } 3 } (同 左)</p> <p>第64条 } 第65条 }</p> <p>第66条 この章及び別に定めるもののほか、特定の学部又は<u>研究科等</u>において特定の方法により学修を志望する者については、当該学部又は<u>研究科等</u>の定めるところによる。</p> <p>附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。</p>

別表第1 学部(第3条の2関係)

学部名	学科名	入学定員	収容定員
総合人間学部	総合人間学科	120	<u>500</u> 380
	大問学科	=	20
	国際文化学科	=	50
	基礎科学科	=	30
	自然環境学科	=	30
	計	120	<u>500</u> 540
文学部	人文学科	220	880
教育学部	教育科学科	60(10)	260
法学部		330(10)	<u>1,370</u> 1,400
経済学部	経済学科	160	640
	経営学科	80(20)	360
	計	240(20)	1,000
理学部	理学科	311	<u>1,224</u> 1,214
医学部	医学科	100	600
	保健学科	143(17)	<u>446</u> 286
	計	243(17)	<u>1,046</u> 886
薬学部	薬科学科	50	50
	薬学科	30	30
	総合薬学科	80	<u>240</u> 320
	計	80	320
工学部	地球工学科	185	740
	建築学科	80	320
	物理工学科	235	940
	電気電子工学科	130	520
	情報学科	90	360
	工業化学科	235	940
	計	955	3,820
農学部	資源生物科学科	94	376
	応用生命科学科	47	188
	地域環境工学科	37	148
	食料・環境経済学科	32	128
	森林科学科	57	228
	食品生物科学科	33	132
計	300	1,200	
総計		2,859(5740)	<u>11,620</u> 11,490

(備考) 入学定員の()を付したものは3年次編入学定員で外数

別表第2

1 大学院(第35条関係)

研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		博士課程		合計 収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
文学研究科	文献文化学専攻	44	88	22	66			441
	思想文化学専攻	24	48	12	36			
	歴史文化学専攻	28	56	14	42			
	行動文化学専攻	20	40	10	30			
	現代文化学専攻	10	20	5	15			
	計	126	252	63	189			
	教育科学専攻	28	56	14	42			

教育学研究科	臨床教育学専攻	14	28	11	33 29			159
	計	42	84	25	75 71			155
法学研究科	法政理論専攻	15	30	30	90 60			150 187
	国際公共政策専攻	30	60	=	=	=	=	
	基礎法学専攻	=	=	=	8	=	=	
	公法専攻	=	=	=	8	=	=	
	民刑事法専攻	=	=	=	14	=	=	
	政治学専攻	=	=	=	7	=	=	
	国際公共政策専攻	=	30	=	=	=	=	
	計	154 5	609 0	30	909 7			
経済学研究科	経済システム分析専攻	10	20	10	30 32			267 314
	経済動態分析専攻	14	28	14	42 39			
	現代経済・経営分析専攻	20	20	20	20	=	=	
	現代経済学専攻	10	20	10	31	=	=	
	ビジネス科学専攻	57	114	10	20	=	=	
	組織経営分析専攻	=	=	=	10	=	=	
	現代経済学専攻	=	10	=	20	=	=	
	ビジネス科学専攻	=	57	=	20	=	=	
	計	44 91	135 182	44	132 132			
理学研究科	数学・数理解析専攻	53	106	26	78			1,172
	物理学・宇宙物理学専攻	81	162	40	120			
	地球惑星科学専攻	65	130	32	96			
	化学専攻	61	122	30	90			
	生物科学専攻	77	154	38	114			
	計	337	674	166	498			
	医学研究科	医学専攻	=	=	=	=	141	
生理系専攻		=	=	=	=	10	40	
病理系専攻		=	=	=	=	17	68	
内科系専攻		=	=	=	=	36	142	
外科系専攻		=	=	=	=	32	126	
分子医学系専攻		=	=	=	=	22	88	
脳統御医科学系専攻		=	=	=	=	24	94	
医科学専攻		20	40	10	20 10			
社会健康医学系専攻		=	=	12	36 35			
生理系専攻		=	=	=	=		30	
病理系専攻		=	=	=	=		51	
内科系専攻		=	=	=	=		108	
外科系専攻		=	=	=	=		96	
分子医学系専攻		=	=	=	=		66	
脳統御医科学系専攻		=	=	=	=		72	
計		20	40	22	56 45	141	564 558	
薬学研究科	創薬科学専攻	24	48	11	33			217
	生命薬科学専攻	25	50	11	33			
	医療薬科学専攻	16	32	7	21			
	計	65	130	29	87			
	社会基盤工学専攻	29	58	9 14	37 42			
	都市社会工学専攻	31	62	10 15	40 45			
	都市環境工学専攻	77	154	23 28	79 86			

工学研究科	建築学専攻	34	68	16	48			
	機械理工学専攻	38	76 38	18	36 18			
	マイクロエンジニアリング専攻	17	34 17	8	16 8			
	航空宇宙工学専攻	17	34	8	24			
	原子核工学専攻	19	38	9	27			
	材料工学専攻	22	44	10	30			
	電気工学専攻	21	42	10	30 28			<u>1,553</u>
	電子工学専攻	21	42	10	30			4,568
	材料化学専攻	19	38	9	27			
	物質エネルギー化学専攻	23	46	11	33			
	分子工学専攻	27	54	12	36			
	高分子化学専攻	31	62	15	45			
	合成・生物化学専攻	21	42	10	30			
	化学工学専攻	19	38	9	27			
	機械工学専攻		21		10 20			
	機械物理工学専攻		19		9 18			
	精密工学専攻		15		7 14			
	計	466	932	<u>197</u>	<u>621</u>			
				212	636			
農学研究科	農学専攻	23	46	11	33			
	森林科学専攻	45	90	22	66			
	応用生命科学専攻	48	96	22	66			
	応用生物科学専攻	50	100	23	69			<u>886</u>
	地域環境科学専攻	48	96	20	60 62			888
	生物資源経済学専攻	24	48	11	33			
	食品生物科学専攻	25	50	11	33			
	計	263	526	120	<u>360</u>			
				362				
人間・環境学研究科	共生人間学専攻	69	138	28	84			
	共生文明学専攻	57	114	25	75			532
	相関環境学専攻	38	76	15	45			
	計	164	328	68	204			
エネルギー科学研究科	エネルギー社会・環境科学専攻	29	58	12	36			
	エネルギー基礎科学専攻	37	74	17	51			365
	エネルギー変換科学専攻	17	34	8	24			
	エネルギー応用科学専攻	26	52	12	36			
	計	109	218	49	147			
アジア・アフリカ地域研究科	東南アジア地域研究専攻					14	70	
	アフリカ地域研究専攻					12	60	130
	計					26	130	
情報学研究科	知能情報学専攻	35	70	15	45			
	社会情報学専攻	27	54	13	39			
	複雑系科学専攻	24	48	10	30			
	数理工学専攻	21	42	9	27			<u>558</u>
	システム科学専攻	30	60	13	39			560
	通信情報システム専攻	31	62	14	42 44			
	計	168	336	74	<u>222</u>			
					224			

生命科学研究所	統合生命科学専攻	37	74	17	51			249
	高次生命科学専攻	38	76	16	48			247
	計	75	150	33	99			
地球環境学舎	地球環境学専攻			20	60			148
	環境マネジメント専攻	29	58	10	30			138
	計	29	58	30	90			
総計		<u>1,923</u>	<u>3,923</u>	<u>950</u>	<u>2,870</u>		<u>694</u>	<u>7,487</u>
		2,000	4,000	965	2,869	167	688	7,557

2 専門職大学院・法科大学院（第53条の2第5項関係）

研究科名	専攻名	専門職学位課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	
法学研究科	法曹養成専攻	200	600	600
医学研究科	社会健康医学系専攻	24	48	48
公共政策教育部	公共政策専攻	40	40	40
経営管理教育部	経営管理専攻	60	60	60
総計		324	748	748